

【新聞記事】

作業所敷地内のブ
ルカーに挟まれ、病
院で死亡が確認された。

クリートブロックとショベルカーに挟まれ、病
院で死亡が確認された。

理施設
産廃処
がコン
社員

作業の70歳男性

ショベルカーに挟まれ死亡

ロックの積み替え作業をして
いた。同署は事故の原因
を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないよう黒塗りを施しています。

機械設備・有害物質の種類（起因物）	建設機械（ショベルカー）
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
被害者数	死亡者数：1人

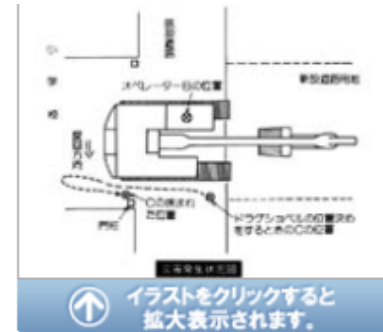
【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ドラグ・ショベルの運転者は、運転を開始する前に、作業半径内に人がいないことを確認し、さらに警報を発するなどして運転の開始を知らせること。
- 作業開始に先立ち、作業内容、合図方法等を打ち合わせておくこと。
- ショベルに接触する恐れのある箇所については、作業前にトラロープ等により立入禁止にしておくこと。
- 現場監督者は上記の事項について指示をしておくこと。

【類似事故】

ドラグ・ショベルと門柱の間に挟まれる



発生状況

この災害は道路新設工事において、ドラグ・ショベルが掘削作業を行う位置についた直後にドラグ・ショベルが旋回した際、作業者がドラグ・ショベルと隣接していた門柱との間に挟まれたものである。

本工事は農地の中に小学校の校門前まで幅5mの舗装道路を設置するものであり、工事としては、

- [1] 道路用地の地面をドラグ・ショベルで深さ55cm掘削
- [2] ブル・ドーザーで整地
- [3] ロードローラーで路床を締め固め
- [4] 砕石を敷設
- [5] アスファルト舗装

を行うものである。災害発生当日には、校門近くの地面の掘削作業を行うことになっていた。

災害発生当日、午前8時ごろから現場監督のA、ドラグ・ショベルオペレーターのB、土木作業員のCの3人でミーティングを行い、Aが当日の作業内容等について指示をした。この中で小学校の校門近くの掘削作業について、Bがドラグ・ショベルを運転し、Cがドラグ・ショベルが門柱に接触しないように誘導するとともに、作業半径内に小学生が入らないように監視することを指示した。

ミーティング終了後、AはB、Cの2人に仕事をまかせ、他の現場に向かった。そこで、Bは校門の門柱近くの掘削場所にドラグショベルを移動し、Cの誘導により門柱に接触しないよう約20分ほどで位置決めを行った。この後、エンジン音で会話ができなかったため、Bはエンジンを止めてからCにドラグ・ショベルの後方に行って小学生がいいるか確認してくれるように頼み、再びエンジンを始動させた。このため、Cはドラグ・ショベルの後方に向かったが、その後数分してもCから何の合図もないため、Bはもう大丈夫だと判断し、後方を確認せずにドラグ・ショベルを旋回させた。このとき、ちょうど小学校の門柱のところを通りかかったCがドラグ・ショベルと門柱の間に挟まれた。

原因

- [1] ドラグ・ショベルと接触する恐れのある個所に被災者が立ち上がったこと。
- [2] ドラグ・ショベルの運転者が、周囲の状況を十分に確認することなく旋回を行ったこと。
- [3] 作業員間の連絡調整が十分に行われていなかったこと。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）